

# 基山町中心市街地活性化基本計画策定に伴う意見交換会及び特別用途地区に関する説明会を開催します

町では、商店や公共施設、金融機関等の都市機能が中心市街地にコンパクトに集積した賑わいあふれるまちづくりを目指すために、基山町中心市街地活性化基本計画の策定を進めています。これに伴い、町が策定を進めている計画の概要説明と意見交換会を開催します。

また、この計画の策定には「準工業地域の大規模集客施設の立地制限」が条件となっていることから、特別用途地区(大規模集客施設制限地区)に関する説明会も同時開催します。

どなたでも参加できます(申込み不要)。皆さんの意見を参考に、計画策定に活かしていきたいと考えていますので、お気軽にお越しください。

## ▽開催日時

8月7日(月) 午後7時から

## ▽開催場所

基山町民会館2階 小ホール

## ▽意見交換会及び説明会概要

- ・ 中心市街地活性化基本計画について
- ・ 特別用途地区の設定について

# 「鳥栖基山都市計画特別用途地区」の設定原案及び「基山町大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例」案に対するパブリックコメントを実施します

特別用途地区とは、特別の目的から行う土地利用の増進や環境の保護などを図るため、基本となる用途を補完して定められる地区です。地区内の用途などの制限については、建築基準法の規定により、町の条例で定めることとなります。

今回、「鳥栖基山都市計画特別用途地区」の設定原案及び「基山町大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例」案を公表し、皆さんからの意見をいただくため、パブリックコメント(意見募集)を行います。

## 特別用途地区について

人口減少社会の到来や超高齢社会を見据え、高齢者を含む多くの人が安全で快適に暮らせる「住みたいまち基山の創造」を基本に、中心市街地等への都市機能の集約による

特別用途地区とは、コンパクトな賑わいあふれるまちづくりを目指しています。そのため、広域的に都市機能やインフラに大きな影響を及ぼす大規模集客施設は、準工業地域全域においてその立地を制限する特別用途地区(大規模集客施設制限地区)として定めます。

## 特別用途地区の規制対象となる大規模集客施設とは

劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場、ナイトクラブ又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外券売場の用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分であっては、客席の部分に限る。)の床面積が10,000㎡を超えるもの。

## ▽公表期間

8月1日(火)～30日(水)

(土・日曜日、祭日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

## ▽公表場所

- ・ 情報公開コーナー(役場1階)
- ・ 基山町ホームページ

## ▽意見募集期間

8月15日(火)～30日(水)

※設定原案及び条例案についてご意見をお持ちの方は、どなたでも提出していただくことができます。

## ▽意見提出方法

様式は、情報公開コーナー(役場1階)に備え付けているほか、基山町ホームページからもダウンロードできます。郵送、FAX、メール又は持参での提出をお願いします。

※いただいた意見についての個別の回答や返却はしません。

※提出いただいた意見の概要と、それに対する町の考え

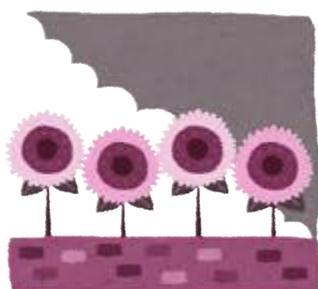
## ▽意見提出先

定住促進課 都市計画係

☎ 92-7920

☎ 92-0741

✉ teiju4@town.kiyama.lg.jp



※問合せ先 定住促進課 定住促進係・都市計画係 ☎ 92-7920 ☎ 92-0741